

佐賀県告示第四百四十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条の規定において準用する同法第三十五条第二項の規定により、次の区域の公有水面に存する土砂その他の物件を無償にて国の所有に帰属させた。

平成二十二年十二月十七日

伊万里港湾管理者の長

佐賀県知事 古 川 康

区域

昭和五年九月二十六日付け佐賀県指令土第三千五百七十七号及び昭和十年十月十一日付け佐賀県指令土第二百二十八号で免許した公有水面埋立ての埋立てに関する工事の施行区域